

食品衛生法が大きく変わります

## 「営業届出制度」が始まります

- ☑ 営業許可が不要な業態であっても、食品を取り扱う営業を行う場合は、保健所へ届出が必要になります。

### 《対象事業者》

別途営業許可を取得している施設および以下の届出対象外事業者を除く、  
すべての食品取扱施設（製造・加工・販売・貯蔵等）

### ✓業種例

#### ○旧許可業種であった営業

魚介類販売業（包装鮮魚介類）、食肉販売業（包装食肉）、乳類販売業、氷雪販売業、コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）、食品の冷凍・冷蔵業（倉庫業）

### 【例外】

施行時にすでに営業を行っている方は、届出済みとみなされるため届出の手続きは不要

#### ○許可32業種以外の販売業、製造・加工業

野菜・果物販売業（例：青果店）、米穀類販売業（例：米屋）、調味料製造業、海藻製造・加工業、製茶業、卵選別包装業（GPセンター）等

#### ○合成樹脂製の器具・容器包装の製造業

#### ○集団給食施設（1回20食程度以上）

#### ○行商

※委託により行う給食は営業許可の取得が必要です。令和3年5月31日までに許可を取得してください。

### 《届出対象外の事業者》 公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で決められた5業種

- ① 食品・添加物の輸入業
- ② 食品・添加物の運搬・貯蔵のみを行う営業（食品の冷凍・冷蔵業（倉庫業）は届出業種になります。）
- ③ 常温包装品の販売業
- ④ 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- ⑤ 器具・容器包装の輸入・販売業

届出はいつまでに行えばいいですか？

現に営業を営んでいる方は、令和3年11月30日までに届出をしてください。  
令和3年6月1日以降に開業される方は、開業時に届出をしてください。

届出はどのように行えばいいですか？

厚生労働省の「食品衛生申請等システム」を使用し、インターネットにより行ってください（システムは現在調整中であり、稼働時期は未定です。）。  
インターネットが利用できない方は、保健所までご相談ください。

## 「HACCP」に沿った衛生管理が必須になります

「手引書」に従って衛生管理を行いましょう。

厚生労働省のホームページに掲載されている手引書を利用することで、簡単に導入が進められます。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028\\_00003.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)

## 「食品衛生責任者」の設置が必要になります

食品衛生責任者の要件は次のいずれかに該当する方です。

- ・調理師、製菓衛生師、栄養士等
  - ・都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者などです。
- その他については、保健所等へお問い合わせください。

★上記に該当する要件を満たしていない方は、一般社団法人大分県食品衛生協会が知事の指定を受けて開催する講習会の課程を修了すると、食品衛生責任者の要件を満たすことができます。詳しい情報は、大分県食品衛生協会のホームページをご覧ください。<http://www.oita-shokkyo.jp/license/schedule/>